南洲会	早川　幹夫	二八、	七、二九
日本を元気にする会参議院比例あぐれっ支部	山田　太郎	二八、	八、二五
松井雅博と未来志向型の政治を創る「松下丼塾」	松井　雅博	二八、	九、二八
宮島よしふみ後援会	宮島　喜文	二八、	九、二
レーベン・サポート	山本　秀俊	二七、	一二、三〇

○総務省告示第四百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
片山　大介	参議院議員	片山大介事務所	兵庫県神戸市中央区元町通三―一七―八	二八、九、一五
自見　英子	参議院議員	ひまわり会	東京都千代田区永田町二―一七―五	二八、九、一五
髙田　誠	東京都知事	日本第一党	東京都千代田区神田練塀町四五	二八、六、二三
徳茂　雅之	参議院議員	徳茂雅之後援会	東京都千代田区永田町二―一―一	二八、八、四
矢田　稚子	参議院議員	「矢田わか子」と明るい未来を創る会	大阪府門真市大字門真一〇〇六	二八、一〇、五

○総務省告示第四百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
今井絵理子　笑顔の会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都中央区八重洲一―五―三	二八、八、三一
大木　哲	主たる事務所の所在地	神奈川県大和市大和東三―一〇―四	神奈川県大和市鶴間一―二八―一八	二八、五、一
小野　次郎　小野次郎同志会	主たる事務所の所在地	東京都国立市東四―二二―六	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、二六
木村　弥生　木村弥生後援会	主たる事務所の所在地	京都府京都市伏見区桃山町松平筑前一―一	東京都千代田区永田町二―二―	二八、九、一
竹内　功　竹内いさお鳥取政策研究会	主たる事務所の所在地	鳥取県鳥取市西町三―四一四	鳥取県鳥取市戎町四一九	二八、九、一
西村　眞悟　真和政経研究会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	二八、三、一六
浜田　昌良　浜田まさよしを励ます会	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市西区名駅二―三四―一七	愛知県名古屋市中区丸の内三―六―一一	二八、一一、一
前田　武志　前田武志会	主たる事務所の所在地	東京都目黒区三田二―六―一七	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、二六
柳澤　光美　柳美政治研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区九段南四―八―一六	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、二六
山田　宏　山田宏事務所	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	東京都杉並区荻窪五―一八―一	二八、七、二六
若林　健太　健政会	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂八―一―二二	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、二六

○総務省告示第四百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
㈠　法第十九条第三項第一号による届出		
大西　聡	大西聡後援会	二八、九、三〇
㈡　法第十九条第三項第二号による届出		
小野　次郎	小野次郎同志会	二八、八、三一
宮島　喜文	宮島よしふみ後援会	二八、九、二
柳澤　光美	柳美政治研究会	二八、七、二六
吉田　豊史	かがやき	二八、七、三一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日

○総務省告示第四百五十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民進党から訂正の報告があったので、平成二十三年総務省告示第四百三十四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党富山県総支部連合会の項3中

「3　支部政党交付金による支出総額 　支部政党交付金支出充当額総額 「3　支部政党交付金による支出総額 　支部政党交付金支出充当額総額	30,000,000 30,000,000」を 17,970,450 17,970,450」に改め、

同項7及び8を次のように改める。